

## 県たばこ税

県たばこ税は、たばこの売渡しに対して課税され、みなさんがお買いになるたばこの代金に含まれています。

### 【納める人】

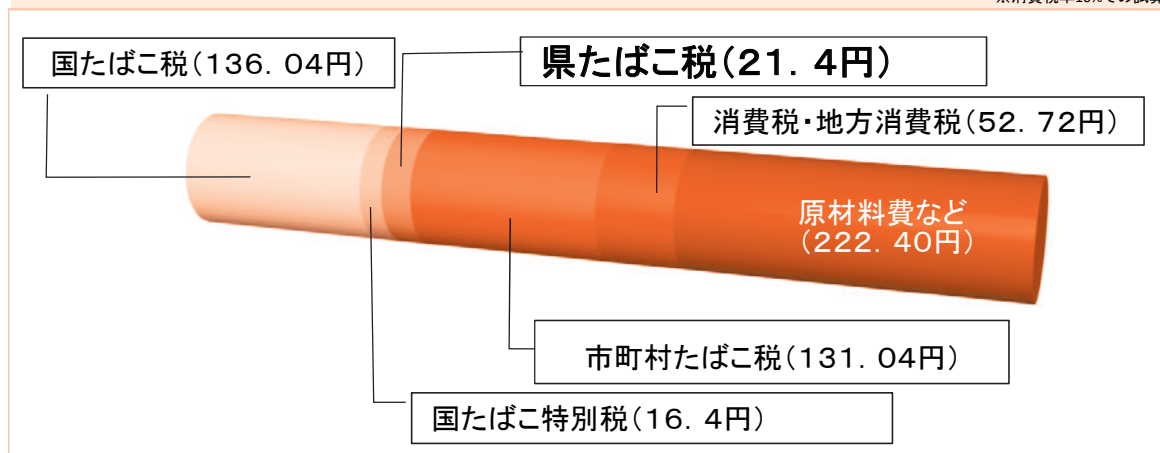
製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)又は卸売販売業者

### 【納める額】

| 時期          | 納める額             |
|-------------|------------------|
| 令和 3年10月1日～ | 1,000本当たり 1,070円 |

### 580円のたばこ1箱(20本入り)に含まれている税金

※消費税率10%での試算



### 【申告と納税】

製造たばこの製造者等が、毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告し、納付します。

### 【軽量な葉巻たばこの換算方法】

紙巻たばこの税負担差を解消するために、軽量な葉巻たばこ(リトルシガー等)については、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算します。

| たばこの区分 |        | 課税方式       |
|--------|--------|------------|
| 紙巻たばこ  |        | 本数課税(※1)   |
| 葉巻たばこ  | 「1g」未満 | 本数課税(※1)   |
|        | 「1g」以上 | 重量比例課税(※2) |

※1 本数課税・・・たばこの本数に対して課税する方法

(例:1本当たり0.5gの葉巻たばこを1本の紙巻たばこに換算)

※2 重量比例課税・・・たばこの重量をそのまま本数に換算し、課税する方法

(例:1本当たり0.5gの葉巻たばこを0.5gの紙巻たばこに換算)

## 【加熱式たばこ】

タバコの葉を燃焼させず、加熱して発生した蒸気を吸引する、新しい方式のたばこのことです。

## 【加熱式たばこの課税方式】

平成30年10月1日から、製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられ、紙巻たばこの本数への換算方法が下記①・②を組み合わせる新方式に変更されました。

なお、令和4年10月1日までの間で、1gを1本とみなす従来の課税方式による紙巻たばこへの換算方法を1/5ずつ減らし、新方式の換算方法を1/5ずつ増やしていくことによって段階的に移行されました。

### ①重量の要素(1/2)

加熱式たばこには、蒸気のもととなるグリセリンなどの溶液が充てんされており、これを含めた重量を紙巻たばこの本数に換算します。

加熱式たばこ 0.4g (巻紙・フィルター等の重さを含まない) = 0.5本 とみなす。

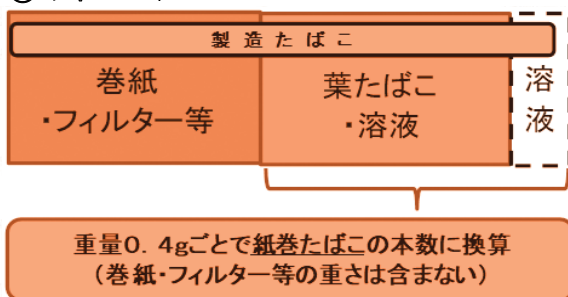
※従来は 1g(巻紙・フィルターの重さを含む)=1本 とみなす(「パイプたばこ」に該当)

### ②価格の要素(1/2)

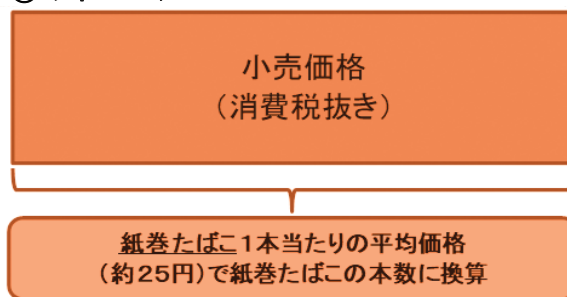
紙巻たばこの価格を考慮し、紙巻たばこの本数に換算します。

加熱式たばこの価格(消費税抜き)/紙巻たばこ1本当たりの平均価格

### ①のイメージ



### ②のイメージ



「重量」と「価格」の要素は1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算

$$\begin{array}{l} \text{加熱式たばこ1箱の} \\ \text{紙巻たばこの} \\ \text{本数への換算値} \end{array} = \begin{array}{l} \text{①の換算式} \\ \text{加熱式たばこ1箱あたりの} \\ \text{葉たばこ・溶液の重量} \\ \hline 0.4\text{g} \\ \hline \text{葉たばこ・溶液の重量で} \\ \text{紙巻たばこ何本分に相当するか} \end{array} \times 0.5 + \begin{array}{l} \text{②の換算式} \\ \text{加熱式たばこ1箱あたりの} \\ \text{小売価格} \\ \hline \text{約25円} \\ \hline \text{価格面で} \\ \text{紙巻たばこ何本分に相当するか} \end{array} \times 0.5$$

たばこを買うなら県内で買いましょう！